

第 1 回 迷惑メールへの対応の在り方に関する研究会
(議事要旨)

- 1 日時 平成 19 年 7 月 24 日 10 時 00 分 ~ 12 時 00 分
- 2 場所 総務省 10 階 1002 会議室
- 3 出席者 (敬称略)
(構成員)
阿佐美 弘恭 (代理: 柳澤 隆治)、五十嵐 善夫、井口 尚志、井上 恵悟、
岡村 久道、岸原 孝昌、桑子 博行、坂田 紳一郎、佐久間 修、高瀬 哲哉
高橋 徹、長田 三紀、新美 育文、野口 尚志、長谷部 恭男、林 一司、
別所 直哉 (代理: 古閑 由佳) 三膳 孝通、吉満 雅文
(オブザーバ)
若林 成嘉
(総務省)
寺崎総合通信基盤局長、武内電気通信事業部長、安藤総務課長、
佐藤消費者行政課長、河内情報セキュリティ対策室長、吉田企画官、
内藤課長補佐、扇課長補佐
- 4 議事
 - (1) 開会
 - (2) 総合通信基盤局長あいさつ
 - (3) 構成員の紹介
 - (4) 開催要綱(案)について
 - (5) 座長の選出及び座長代理の指名について
 - (6) 研究会の公開について
 - (7) 議題
 - ・迷惑メール対策の現状と対応方策の検討の方向性について
 - ・その他
 - (8) 閉会
- 5 議事概要
 - (1) 開会
 - (2) 総合通信基盤局長あいさつ
寺崎総合通信基盤局長より挨拶があった。
 - (3) 構成員の紹介
 - (4) 開催要綱(案)について
資料 1 に基づき、本研究会の開催要綱について事務局より説明を行
い了承された。
 - (5) 座長の選出について
資料 1 の開催要綱に基づき、新美構成員が選出された。
 - (6) 座長代理の指名について
資料 1 の開催要綱に基づき、新美座長より松本構成員が指名された。
 - (7) 研究会の公開について

資料2に基づき、本研究会の公開について事務局より説明を行い了承された。

(8) 議題について

オプトイン方式について

- ・ 現行のオプトアウト方式では、かえって迷惑メールの送信を招くことから、オプトインを導入すべきではないか。
- ・ オプトインの有効性について、導入した各国での効果を検証すべきではないか。
- ・ オプトインを導入する場合、健全な事業者のみが負担を強いられることにならないか。また、何を持って承諾と認められるのか、どこから営業目的になるのか等についての整理が必要ではないか。
- ・ オプトイン導入の検討にあたっては、送信者の特定と罰則の確保が重要ではないか。

ボットネットについて

- ・ ボットネットを経由して来る迷惑メールの現状把握が必要ではないか。

フィッシングメールについて

- ・ フィッシングメールが通信手段としてどのような点が問題なのかといった視点も忘れないようにすべきではないか。

法執行について

- ・ 現行法の執行の強化がまず必要なのではないか。
- ・ 送信者情報の偽装について、あまり摘発が進んでいないのではないか。

迷惑メールの現状について

- ・ 携帯着、PC着のいずれについても、メールサーバ、個々の端末からみて現状把握できるデータはないか。
- ・ 法改正や技術的方策によってどれだけ迷惑メールの量が減ったのかを示すデータはないか。

その他について

- ・ 架空請求メールは悪徳商法として定着しており、その対応も検討すべきではないか。
- ・ 携帯電話への技術的な迷惑メール対策が成果を上げているのであれば、PC宛の迷惑メール対策にも応用できないか。
- ・ 「ご登録ありがとうございました」型へのメールへはどのように対応すべきか検討が必要ではないか。
- ・ ネットを利用した詐欺などの問題が発生する中で、「迷惑メールへの対応」というくくりでどこまでの問題に対応することができるのか。より広い視点で議論すべきではないか。
- ・ 出会い系サイトへの誘因には、チェーンメールも使われており、チェーンメールへの対応も必要ではないか。
- ・ PC着の迷惑メールについて、送信リスクを高めることができればよいのではないか。
- ・ 海外発のメールについて、幅広い議論が必要ではないか。

- ・ 国際的には、unsolicited Email という言葉が使われており、迷惑メールという場合に、その点についても留意すべきではないか。

(以上)